

産業廃棄物処理料金表

紋別郡湧別町曙町101番地1
湧別小型運送株式会社

TEL01586-5-2046 FAX01586-5-2047

受入時間 7:00~17:00 (月~土曜日及び祝日)

※第2、第4土曜日は休業とさせていただきます。

令和5年10月1日 より

分類	具体的な内容	詳細	処理料金	循環税
木くず	工作物の新築、改築、除去に伴って排出される ・抜根 ・伐採木(枝、幹等) (土砂、金属、コンクリート、ビニール等の異物が混合していないもの。一辺の長さ2m程度)	抜根	7,000円/m ³ 3,500円/m ³ 土・泥付着無	—
		枝・幹	3,500円/m ³	—
		抜根	10,000円/t	—
		枝・幹	5,000円/t	—
木くず (建設廃材)	工作物の新築、改築、除去に伴って排出される ・解体材、測量木杭、型枠、足場材、内装・建具残材、その他木くず (土砂、コンクリート、ビニール等の異物が混合していないもの。一辺の長さ2m程度) ・上記解体材等で釘などの金属が除去されているもの	金属有	20,000円/t	—
		金属無	10,000円/t	—
金属くず	鉄鋼又は、非鉄金属のくず(研磨くず等を含む) ・鉄骨、鉄筋、鉄管、足場材、トタン板、ワイヤー、廃缶(洗浄済)、金属加工くず等 ・アルミくず(サッシ枠・パイプ等)、ステンくず(パイプ・天板等)、銅管、銅線		3,000円/t	—
ガラスくず 陶磁器くず	ガラスくず及び陶磁器くず		3,500円/t	1,000円
	・ガラスくず、耐火レンガくず、衛生陶器くず(便器等洗浄済)、タイルくず、土管くず		30,000円/t	1,000円
	・外壁材等		50,000円/t	1,000円
	・グラスウールくず、フローリングくず		50,000円/t	1,000円
廃石膏ボード	廃石膏ボード		41,000円/t	—
廃プラスチック類	・合成樹脂くず、合成ゴムくず ・ブルーシート類、塩ビパイプ、土嚢袋 ・FRP製品 ・漁業系資材(繊維ロープ、漁網、ほたて養殖資材、プラ系浮等) ・スタイロフォーム、ウレタン	中間処理	50,000円/t	—
		埋立	50,000円/t	1,000円
		埋立	200,000円/t	1,000円
ゴムくず	天然ゴム	埋立	40,000円/t	1,000円
がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って排出されるコンクリート破片 《再生骨材としてリサイクル使用》 ・基礎コンクリート、縁石、東石、コンクリート製品、他コンクリート破片 (ビニール、木くず等の異物が混合していないもの。) ・ブロック破片、レンガ破片、モルタルくず、はつりくず等 ・アスファルトコンクリート破片	無筋	2,000円/t	—
		有筋	3,000円/t	—
			3,500円/t	—
			1,500円/t	—
伐開物 一般廃棄物	草、笹、草の根などの伐開に伴って排出されるもの(すきとり物) 刈り取り草	基地受	5,300円/m ³	/
			4,300円/t	
		基地受	4,800円/m ³	
			7,000円/t	
混合物	安定型品目の混合物(廃プラ、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類) 安定型品目に土砂、紙、木くず等が混ざっているもの(受入出来ない場合あり)		50,000円/t	1,000円
			別途協議	1,000円
残土	建設発生土		1,400円/m ³	/
			1,100円/t	

注1) 上記処理料金には、消費税及び循環税は含まれておりませんので、別途請求させていただきます。(循環税は1,000円/t)

注2) 廃棄物は「分別搬入」を、お願いいたします。尚分別を要する場合は別途分別費用を請求させていただきます。

注3) 事前に廃棄物委託契約を締結し、搬入時はマニフェストを必ず持参願います。

注4) 一度の持ち込み処理料金が1,000円に満たない場合は1,000円を請求させていただきます。